指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名:株式会社小野組(法人番号2110001013203)

業者の住所:新潟県胎内市西栄町2-23

2. 指名停止措置期間:令和6年1月17日から令和6年2月16日(1か月)

3. 指名停止措置の範囲: 南関東防衛局管轄区域(神奈川県、山梨県及び静岡県)

4. 事 実 概 要:

上記有資格者の元常務取締役は、新潟県新発田地域振興局発注の「平木田柳原地 区取水工第1次工事」の入札において、同振興局元農村整備部長が他業者の顧問に 漏洩した情報を元に他参加者が落札するよう入札価格を調整し、公正な入札を妨害 したとして、令和5年10月11日、公契約関係競売入札妨害容疑で新潟県警に逮 捕された。

5. 指名停止措置理由:

上記のことが、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第8号イ (競売入札妨害又は談合)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

指名停止措置要領付表第2(抜粋)

| 措置要件 | 期間 |
|-------------------------|---------------|
| (競売入札妨害又は談合) | |
| 8 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請 | 逮捕又は公訴を知った日から |
| 負契約等に関し、一般役員等又は使用人(使 | |
| 用人においてはアに掲げる場合に限る。) が 競 | |
| 売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又 | |
| は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第1 | |
| 2号に掲げる場合を除く。)。 | |
| ア 対象区域内の他の公共機関の職員 | 2月以上12月以内 |
| イ 対象区域外の他の公共機関の職員 | 1月以上12月以内 |
| | |